

富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第36号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>重度心身障害者</u>」とは、次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>をいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げる者に相当すると市長が認めたる者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 手当は、富士見市に住所を有し、かつ、在宅で生活している<u>重度心身障害者</u>に対して支給する。ただし、次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。次号において「法」という。）第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設に収容され、又は入所している者</u></p> <p>(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、肢体不自由に係る障害により前条第1号に該当し、かつ、同条第2号に規定する障害の程度が<math>\text{B}</math>若しくはAである者又は同条第4号に該当する<u>20歳未満の</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>重度心身障害者</u>」とは、次の各号の<u>一</u>に該当する者をいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>前4号</u>に掲げる者に相当すると市長が認めたる者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 手当は、富士見市に住所を有し、かつ、在宅で生活している<u>重度心身障害者</u>に対して支給する。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する者については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号に規定する施設及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に収容されている者</u></p> <p>(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、肢体不自由に係る障害により前条第1号に該当し、かつ、同条第2号に規定する障害の程度が<math>\text{B}</math>若しくはAである者又は同条第4号に該当する<u>者で、20歳未</u></p>

重度心身障害者のうち、運動機能が座位までの者

\_\_\_\_\_で規則で定めるものを除く。

(3)・(4) (略)

(認定)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、認定申請書を市長に提出し、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定申請書の提出を受けたときは、当該認定申請に係る者について、支給要件の有無を審査の上、その結果を当該認定申請者に対し通知するものとする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、前条第1項の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。ただし、月の初日に転出したときは、当該転出した日の属する月の前月で終わる。

(受給資格の喪失等)

第7条 第5条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該受給資格を失う。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(届出)

第9条 受給者は、認定申請に係る事項の変更（第7条第1項各号に掲げる変更を除く。）があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

満の重度心身障害者のうち、人工呼吸器を使用する等医療的介助が

必要となる者で規則で定めるものを除く。

(3)・(4) (略)

(認定)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、認定請求書を市長に提出し、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書の提出を受けたときは、当該認定請求に係る者について、支給要件の有無を審査の上、その結果を当該認定請求者に対し通知するものとする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、前条第1項の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。ただし、月の初日に転出したときは、当該転出した日の属する月の前月で終わる。

(認定の効力の喪失等)

第7条 第5条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当することとなったときは、当該認定の効力を失う。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(届出)

第9条 受給者は、認定請求に係る事項の変更（第7条第1項各号に掲げる変更を除く。）があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

附 則

(認定請求に関する特例)

- 3 昭和54年10月1日現在において満20歳以上の障害者で、昭和55年2月29日までに規則で定める請求書を市長に提出した者のうち、昭和54年10月1日現在この条例第3条の規定による支給要件を満たしていたものに対するこの条例の適用については同日に請求がなされたものとみなし、昭和54年10月2日以降当該支給要件を満たした者に対するこの条例の適用については、その満たすこととなった日に認定請求がなされたものとみなす。